

令和8年度 棚田保全ネットワーク推進事業支援業務

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、令和8年度 棚田保全ネットワーク推進事業支援業務の委託事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1)名称

令和8年度 棚田保全ネットワーク推進事業支援業務

(2)業務の目的および内容

別紙「令和8年度 棚田保全ネットワーク推進事業支援業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり

(3)契約期間

契約締結の日から令和9年3月19日(金曜日)まで

3 予定価格

3,594,800 円(消費税および地方消費税を含み、税率は10%とする。)を上限とする。

4 参加資格

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2)滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3)滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4)滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

・営業種目

次の種目が希望営業種目に登録されていること。

大分類:「役務」

中分類:「イベント」「諸サービス」「その他の役務の提供」

のいずれかに登録

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告にかかる手続に間に合わないことがある。

物品・役務電子調達システム または

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577大津市京町四丁目1番1号

TEL 077-528-4314

5 説明会の開催

説明会は開催しない。なお、質問等については、下記「7 企画提案書等に関する質問および回答」による。

6 提出書類

公募型プロポーザルへの参加を希望する事業者は、滋賀県の棚田ボランティア登録制度「たな友」の内容を十分確認したうえで(県ホームページ等参照)次の(1)～(5)の書類(以下、「企画提案書等」という。)を作成し、提出すること。正本には事業者名、所在地住所、代表者の職・氏名を記載し、代表社印を押印すること。なお、審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなど参加者を特定できる表示をしないこと。なお、実施体制には「当社」と記載すること。企画提案書等の提出は、1者につき1提案とする。

- (1)公募型プロポーザル応募申込書 正1部
別添様式1により提出すること。
- (2)経費概算見積価格書(積算内訳書) 正1部、副7部
別紙の積算内訳書により提出すること。仕様書に掲げる業務について、着手から納品まですべてに要する経費とその内訳を明記すること。また、消費税および地方消費税の税額を明示すること。
- (3)業務全体の企画提案書 正1部、副7部
ア 装丁は、A4 サイズ(縦横および白黒カラーは不問)とする。
イ 页数は、10 頁以内(表紙は含まない)とすること。
ウ 高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。
エ 企画提案書には、次の内容を記載すること。
 (ア)企画内容の骨子
 (イ)具体的な提案内容
 ・仕様書 4-1 たな友の運営に関する取組内容
 ・仕様書 4-2 棚田ボランティア受け入れ地域紹介動画作成に関する取組内容
 ・仕様書 4-3 棚田地域研修交流会に関する取組内容
 ・仕様書 4-4 棚田米 PR 支援に関する取組内容
 (ウ)業務スケジュール:業務項目ごとに、業務完了までのスケジュールを記載すること。
 (エ)実施体制:責任体制、連絡調整者、担当者等について記載すること。
- (4)関連業務実績に関する書類
ア 評価の対象とする業務実績
 過去5年以内(令和3年度～令和7年度)に、今回プロポーザルを実施する業務と同種の業務について、請負等(完了した請負に限る。)の実績とする。
 この同種の業務とは、次の内容の業務の実績があることを想定している。
 ・ 農村集落での活動を対象とした HP や SNS を使った情報発信
 ・ 農村集落を対象とした研修会や交流会の開催
 ・ 農村振興に関係するパンフレットやのぼり等のデザインに関すること。
イ 業務実績にかかる提出書類
 (ア) 本業務と同種(例:中山間地域の支援事業)の業務の受託実績一覧 正1部
 (イ) 受託実績に関する契約書等の写し(受託実績一覧に記載した業務全て) 1部
- (5)「社会政策面での取組」関係資料(登録や認証を受けている場合、各1部)
ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証(滋賀県発行)の写し
イ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
ウ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し

- エ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し
- オ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書
- カ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し
- キ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- ク 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(滋賀県発行)の写し
- ケ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- コ 「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、(ア)については、審査登録機関の証明書の写しを、(ア)以外については、認証、登録証の写し
 - (ア) 国際標準化機構が定めた規格ISO14001 に適合している旨の認証
 - (イ) 一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年9月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション 21 の認証・登録
 - (ウ) 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - (エ)一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

7 企画提案書等に関する質問および回答

(1)質問受付期限

令和8年5月8日(金曜日) 12 時まで ※必着

(2)質問方法

別添様式2の「質問票」により、電子メールまたは FAX で受け付ける。電話または口頭による質問は受け付けない。なお、質問票を送付した場合は、その旨を必ず電話で連絡すること。

(3)質問に対する回答

各事業者からの質問をすべてまとめ、令和8年5月11日(月曜日)を目途に、質問およびその回答を滋賀県ホームページ(県民の方 > しごと・産業・観光 > 農業 > 農村の振興)で公表する。

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nousonshinkou/>)

なお、回答に対する質問は受け付けない。

8 企画提案書等の提出

(1)提出期限

令和8年5月18日(月曜日) 17 時まで ※必着

(2)企画提案書の提出方法

下記「12 書類の提出先および問い合わせ先」に、持参または郵送により提出すること。持参の場合は、土・日および祝日を除く、9時から 17 時まで、とする。

郵送の場合は、差し出しおよび受領の記録が残る簡易書留等とし、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

9 契約予定者の決定

(1) 決定方法

提出のあった企画提案書等について当課および関係課の職員 4 名の委員をもって設置するプロポーザル審査会(以下「審査会」という。)において、公正かつ厳正に審査を実施し、契約予定者を決定する。

審査会では、企画提案者による企画提案書等にかかるプレゼンテーションを行うこととする。審査委員の採点を集計し、予定価格の制限の範囲内において評価点の総合点(計a+計b)が最も高かったものを本業務の契約予定者とする。ただし、(3)に示す計 a の得点が満点の 5 割未満の場合は、契約予定者としない。また、総合点と同点の事業者が複数あった場合、審査委員長の審査結果が上位の者を契約予定者とする。

(2) 審査会の日時

審査会は令和8年5月20日(水曜日)午後に県庁本館4-A 会議室で行う。
詳細の時刻は参加候補者に別途通知する。

(3) 審査会の審査方法

事業者から提出された企画提案書等およびプレゼンテーション、質疑応答により、各審査委員は以下の審査項目ア～オについて「5・3・1」の絶対評価で点数をつける(5:十分優れている、3:優れている、1:優れていない)。審査項目カについては、基準に従い点数をつける。

プレゼンテーションの時間は 15 分以内、質疑応答は 10 分以内とする。事業者からの希望により「Zoom」ミーティングによるプレゼンテーション審査とする場合もある。

なお、プレゼンテーション会場においてはパソコン機器の使用は認めない。なお、Zoom 社の「Zoom」ミーティングを利用して審査会参加を希望される場合は、提案者側に必要な資機材等は提案者等で用意すること。

審査項目	重みづけ	評価点
ア たな友の運営 ・たな友への情報発信が効果的になされる提案となっているか。 ・棚田ボランティア活動が魅力的になる提案がなされているか。 ・	×4	20
イ たな友動画の作成 ・棚田地区の魅力を伝える動画作成の方法や内容の提案が優れているか。	×1	5
ウ たな友・棚田地域研修交流会の開催 ・たな友同士、たな友と棚田地域、棚田地域同士のつながりや情報交換を促す講師の選定、内容の提案が優れているか。	×5	25
エ 棚田米 PR ・棚田米の魅力を PR する PR 物品の提案となっているか。 ・幅広い方々に棚田米の魅力を伝える販売会の提案が優れているか。	×5	25

<p>オ 実現可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度から令和7年度までの間に本業務と関連性の深い業務実績を有しているか。 	×3	15
<p>カ 経済性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経費節減を意識した見積金額が提示されているか。 ・見積内容が適切なものであると認められるか。 <p>経済性については、予定価格に対する比率に応じて以下の点数をつける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の 80%未満 ……5点 ・予定価格の 80%以上 85%未満 …… 4点 ・予定価格の 85%以上 90%未満 …… 3点 ・予定価格の 90%以上 95%未満 …… 2点 ・予定価格の 95%以上予定価格未満 …… 1点 	×2	10
計a(満点)		100

なお、社会政策推進に配慮した取組および県内事業者優先の観点からの評価について、下表のとおり加算するものとする。

審査項目	評価点
<p>ア 社会政策</p> <p>「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。</p>	2
<p>高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。</p>	2
<p>障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。</p> <p>(ア) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか、</p> <p>(イ) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。</p> <p>(ウ) 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。</p> <p>(エ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。</p>	2
<p>「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。</p>	2

「環境マネジメントシステム」で、次のいずれかの認証、登録を受けているか。 (ア) 国際標準化機構が定めた規格ISO14001 に適合している旨の認証 (イ) 一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年9月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション 21 の認証・登録 (ウ) 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 (エ) 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	2
イ 県内事業者優先 県内事業者であるか	2
計b(満点)	12

(4) 審査結果の通知

審査会の参加者全員に対し、速やかに文書で通知する。

(5) 契約の締結

審査会で決定された契約予定者は、企画提案内容をもとに発注者と業務内容について協議を行い、正式な見積書を提出すること。予算の範囲内であれば、契約を締結する。なお、協議の際、業務の実施方法や経費などについて条件を付したり、変更したりする場合がある。

協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、審査結果において総合点が次に高い参加者を契約予定者として協議を行うことがある。

10 失格

次の各号に該当した場合は、失格となるので注意すること。

- (1) 提出期限など各種期日に遅れた場合。
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合。
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合。
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合。
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

11 その他

- (1) 提出された書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (2) プレゼンテーション審査会への追加資料の持込みは認めない。
- (3) 提出されたすべての書類や資料は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に利用することはない。
- (4) この公募型プロポーザルに要する経費はすべて各事業者負担とする。
- (5) 委託料の支払いは、委託業務終了後に精算払いとする。
- (6) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、または参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- (7) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。

12 書類の提出先および問い合わせ先

滋賀県農政水産部農村振興課 地域資源活用推進室 田口、船原

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL:077-528-3962 FAX:077-528-4888

E-mail:gh01@pref.shiga.lg.jp